

## 第2期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

### 1 成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

さらに、その市町村計画では、国の策定する第2期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」という。）を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましいとされています。

- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

### 2 策定理由

国基本計画において、市町村計画の策定が市町村の努力義務とされ、それに伴い、第1期(令和3年度～令和5年度)市町村計画を介護保険事業計画と一体的に策定をしていました。

しかし、成年後見制度は高齢者に限ったものではないことから、地域福祉計画と一体的に策定することが望ましく、今回、両計画の策定年度が重なったことから、地域福祉計画と市町村計画を一体的に策定することとしたい。

### 3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

### 4 策定方法

成年後見支援センターの弁護士・司法書士・社会福祉士等と連携して原案を作成し、地域福祉計画策定委員会で承認を得ることで策定します。

## 第4節 権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度の利用促進(佐伯市成年後見制度利用促進基本計画)

家族や地域住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある場合において、専門的・継続的な視点から支援を行うため、「佐伯市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持するため、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### ■成年後見制度の目的と利用促進に関する背景

##### ① 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するため、成年後見人等が支援していく制度であり、国民にとって利用しやすい制度とすることを目的として平成12年に導入されました。

##### ② 成年後見制度利用促進に関する動き

上記の目的により導入された制度ですが、現在の利用状況を見ると、その利用者数はまだ少なく、申立ての動機をみても、預貯金の解約や介護保険サービスの利用契約のためといった理由が多く、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）が施行され、成年後見制度利用促進の基本理念や国や地方公共団体の責務が定められました。また、平成29年3月には、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されています。

なお、促進法第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は、この規定に基づくものです。

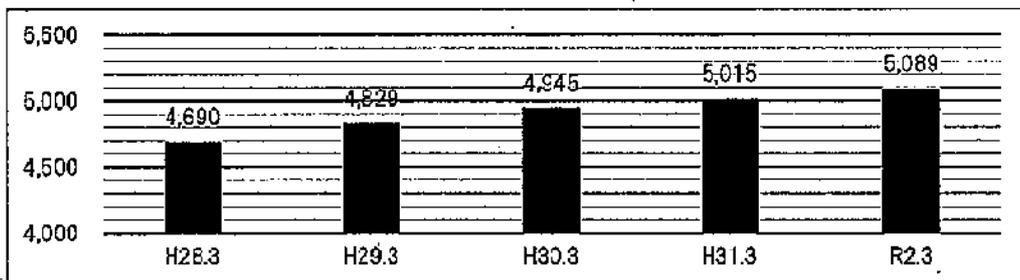
■現状と課題

① 認知症高齢者数の推移

厚生労働省認知症対策総合研究事業（H25.3月報告）で示されている認知症有病率を使用し、本市における認知症高齢者の推計人口を調べたところ、令和2年3月末で5,089人となります。

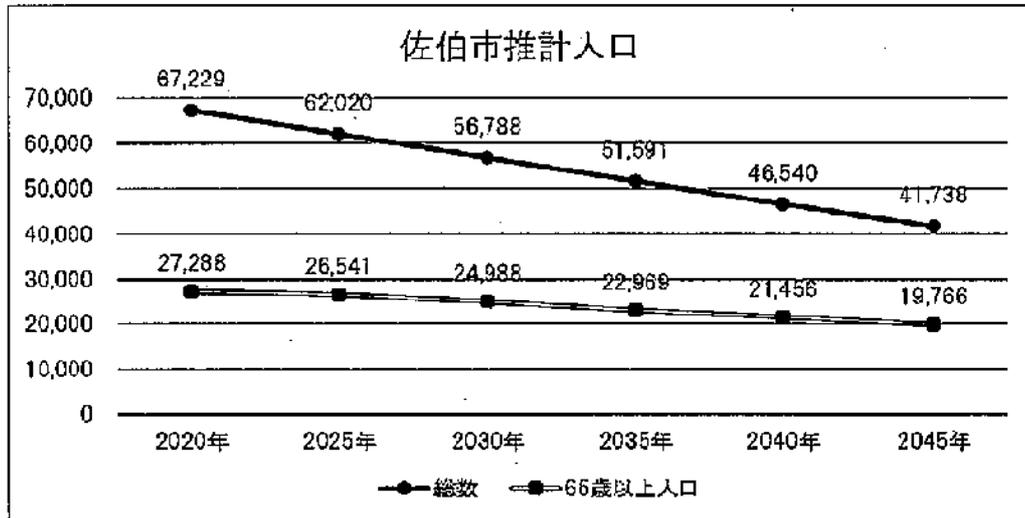
ここ5年間では増加傾向にありますが、今後は人口の減少に伴い認知症高齢者数もゆるやかに減少していくことが考えられます。

▼佐伯市における認知症高齢者推計人口 (単位：人)



※厚生労働省認知症対策総合研究事業で示されている認知症有病率を各年齢区分の人口に乗じたもの。

▼佐伯市における推計人口 (単位：人)

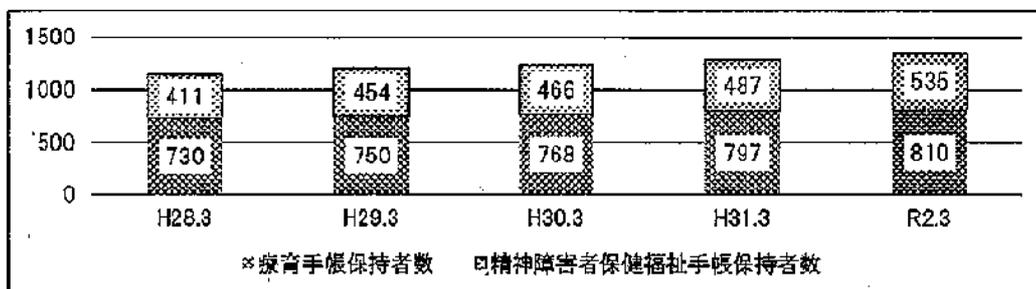


※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

② 知的障がい者・精神障がい者数の推移

ここ5年間の本市における療育手帳保持者数・精神障害者保健福祉手帳保持者の推移を見ると、いずれも増加傾向にあります。

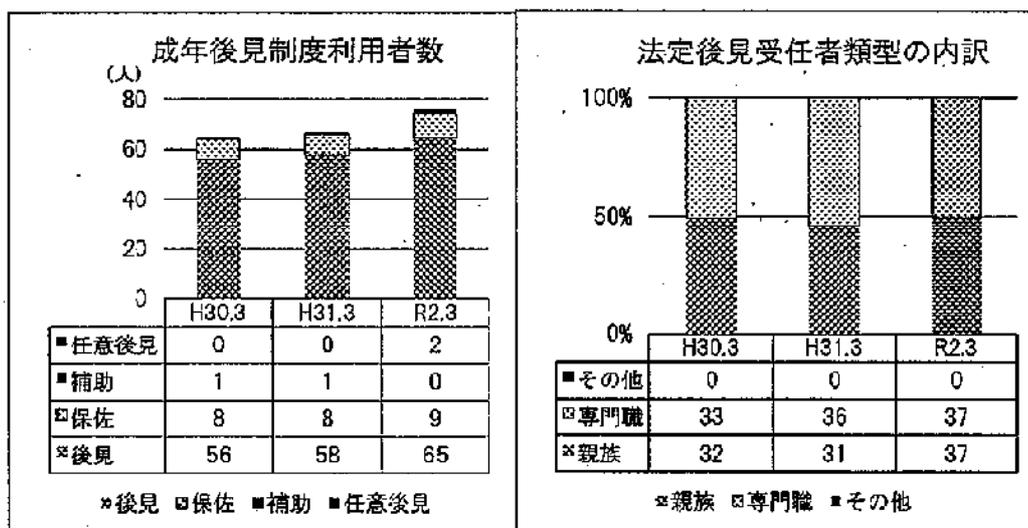
▼佐伯市における知的障がい者・精神障がい者数の推移 (単位：人)



③ 成年後見制度利用者数の推移

本市における成年後見制度利用者数の推移については微増傾向にあるものの、任意後見の利用者数はまだ少数です。また、法定後見における受任者は、親族と専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）で占められています。

▼佐伯市における成年後見制度利用者数と法定後見受任者類型の内訳



④ 現状から見えてくる課題

認知症高齢者数や知的障がい者・精神障がい者数に対して、成年後見制度利用者数が少なく、このことから制度の利用が望ましい状態でありながら、利用に至っていないケースが相当数あると推測されます。

また、法定後見における受任者の多くを専門職が担っており、制度の担い手不足が懸念されます。

## ■施策の方向

## ① 本計画の取組目標

成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

## ② 体制整備の方針

本人らしい生活を守るために必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を目指します。

## ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

民生委員をはじめとする地域の人や関係事業所と連携し、権利擁護支援が必要な人の早期発見に努め、速やかな支援を行います。

## イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から成年後見制度の利用について気軽に相談できるよう、相談窓口等の体制を整備します。

## ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度の利用者が本人らしい生活を送るために、本人の意思や心身の状態・生活状況等を踏まえた支援ができるよう地域の支援体制を整備します。

## ③ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

## ア チームによる支援

親族・介護支援専門員・相談支援専門員・介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所・医療関係者・地域関係者等が「チーム」となり、権利擁護支援が必要な方を発見し、必要な支援につなぎます。特に、本市では民生委員をはじめとした地域の見守り体制が整備されていますので、成年後見制度の周知や相談窓口等の体制を整備することにより、対象者を早期に発見することが可能となります。

また、後見等の開始後は、後見人等がチームに加わり、対象者の意思を尊重した支援が継続して行えるよう支援します。

## イ 協議会等の体制づくり

チームを支援し困難案件に対応するため、既存のネットワークも活用しながら、法律・福祉の専門職や関係機関、家庭裁判所等が連携し、自発的に協力できるような体制の整備を図ります。

## ウ 中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。中核機関については、地域と深いつながりがあり、判断能力が十分でない人の支援を行う日常生活自立支援事業を実施している佐伯市社会福祉協議会の協力が不可欠ですので、成年後見センターの設置と併せて、委託等の協議を行います。中核機関の設置等については市町村の積極的な役割が求められていることから、委託した場合でも、市としても佐伯市社会福祉協議会と連携して活動を行い、以下の機能の段階的な整備を目指します。

### (ア) 広報機能

成年後見制度を知らないことが原因で利用につながらないことがないよう広報活動を行います。具体的には制度説明会の開催や、ケーブルテレビ・ラジオ・パンフレット等を活用するなど、各団体や関係機関とも連携しながら効果的に実施します。

### (イ) 相談機能

本人や親族のみならず、権利擁護に関する支援のニーズに気付いた人が早期の段階から気軽に相談できるような相談窓口を設置します。

### (ウ) 成年後見制度利用促進機能

#### ㊦ 受任者調整（マッチング）等

家庭裁判所や専門職団体と連携し、利用者にとって適切な後見人等の候補者を推薦できるよう体制を整備します。

#### ㊧ 担い手の育成・活動の促進

本市の課題の1つである成年後見制度の担い手不足を解消するため、令

和2年度から実施している市民後見人養成講座を継続します。また、修了者名簿を作成し、希望者については法人後見の支援員として実務経験を重ねてもらい、自立した市民後見人として活躍できるよう支援します。

② 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

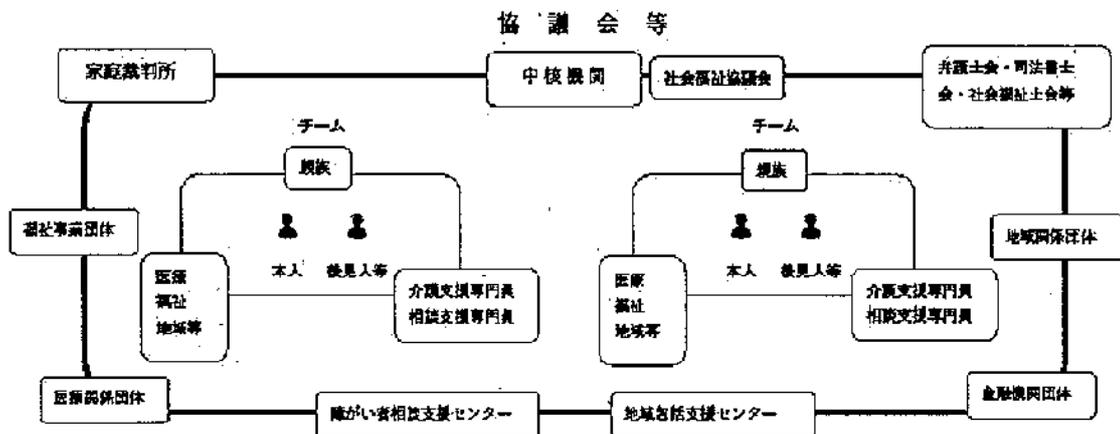
日常生活自立支援事業利用の対象者について、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を検討し、支援します。

(工) 後見人支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては専門職や家庭裁判所、その他の関係機関と連携しながら後見人等の活動を支援します。

(オ) 不正防止機能

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することにより、成年後見制度における不正を防止します。



④ 成年後見制度利用支援事業（佐伯市成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度の利用が必要でありながら、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がない場合は、市長申立てを行います。また、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない場合は、費用の負担や報酬の助成を行い、制度の利用を支援します。

## ⑤ 目標とする指標

## ア 成年後見制度利用支援事業利用件数

項目	実績(見込)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て(人)	7	2	3	5	6	7
報酬助成(人)	0	1	5	5	6	7

## イ 市民後見人養成講座受講者数

項目	目標指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人養成講座	養成講座受講者(人)	15	15	15

## ウ 成年後見制度説明会

項目	目標指標	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度説明会	開催回数(回)	1	1	1

## (2) 消費者被害の防止

## ■現状と課題

高齢者は、悪質商法や特殊詐欺など消費者被害のターゲットになりやすく、被害にあっても気づかなかつたり、誰にも相談せずに家族等が気づいた時にはどうしようもなくなっている事態も多くあります。

あわせて、対象者を佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業の利用につなげ、特殊詐欺等を防止する機能がついた電話機器等の普及を促進し被害を防止します。

高齢者の独居や高齢者のみ世帯の見守り、相談するためのネットワークの構築など消費者被害の防止に向けた支援が必要です。

## ■施策の方向

高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺等、消費者被害が年々拡大していることから、このような被害を防止するため地域包括支援センターにおいても広く相談を受け付け、消費生活センターなどの関係窓口につなぐ等の支援を行います。

また、地域での見守り活動などを行う地域住民で支え合う体制を整備し、支援を行う組織の立ち上げを推進します。

# 佐伯市成年後見支援センター がお手伝いできること

## 相談

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。



## 普及啓発

成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくためのパンフレットやチラシを配布し、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用が検討できるよう、広く情報を発信します。

## 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、佐伯市社会福祉協議会が法人として後見人等の業務を行います。

## 市民後見人の養成と活動支援

地域における身近な存在として成年後見制度を担う市民後見人の養成を行い、活動を支援します。



## 手続き支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。



## お問い合わせは

社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会  
佐伯市成年後見支援センター

〒876-0823 佐伯市 7255 番地 13  
佐伯市社会福祉センター内  
TEL 0972-28-7105

受付時間 平日 8:30~17:00  
土・日・祝日・年末年始は休み

ご利用は  
無料です



# 佐伯市 あなたらしく安心して暮らしていくために 成年後見支援センター

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。



## 財産に関すること

物忘れがあつて通帳をなくしてしまふ等、お金を管理することが不安。



## 制度の利用に関すること

施設入所や福祉サービスを利用する手続きをしたいがむずかしい。



このようなことで  
お困りの時は

センターに  
ご相談を!

## 契約に関すること

離れて暮らす親が訪問販売や悪質商法の被害にあつていないか心配。



## 将来に関すること

頼れる親がいなため障がいのあるわが子の将来が心配。



TEL 0972-28-7105

月曜日~金曜日  
8:30~17:00  
(土・日・祝日・年末年始はお休み)

社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

# 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

## 法定後見制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

### 後見

判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方



### 保佐

日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方



### 補助

重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方



低い

判断能力

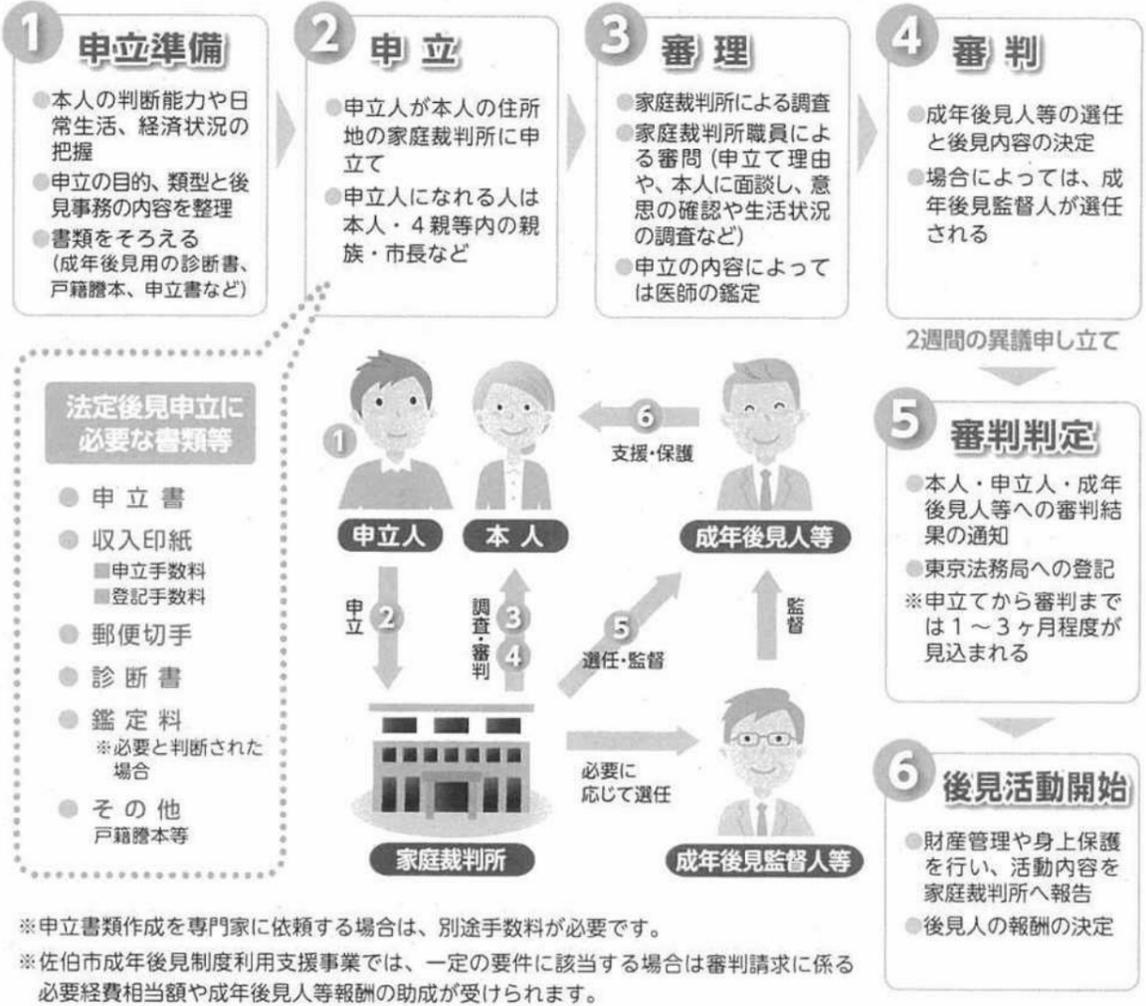
## 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

### 大分公証人合同役場

〒870-0045  
大分市城崎町2丁目1-9 城崎MKビル2階  
TEL 097-535-0888

# 手続きの流れ



## 被後見人等を保護する方法

（成年後見人等に与えられる法的な権限）

### 同意権・取消権

成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消す（無効にする）権限。

例) 本人が行った100万円の布団の購入を取消すことができる。

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取消すことはできません。

※補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

※保佐人には、借金・相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

### 代理権

成年後見人が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限。

例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

※保佐人・補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為が付与されます。

# 制度について教えて！

## 成年後見人等はどんなことをするの？

### 身上保護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続き／障害福祉サービスの利用手続き／定期的に訪問し生活状況の確認など

### 財産管理

本人の立場に立って安全に財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理／収支の管理／不動産の管理 など

## 成年後見人等にはどんな人になるの？

家庭裁判所が本人にとって誰が最善かを考え成年後見人等を選任します。成年後見人等に選ばれるのは、本人の親・兄弟姉妹などの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人です。

## 市民後見人とは？

専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）や親族以外の市民で、本人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場で支援する成年後見人等のことです。

成年後見制度の利用が増える中で、支え合う温かな地域づくりに向け「市民後見人」の活躍が期待されています。

# 佐伯市再犯防止推進計画の策定について

## 1 計画策定の根拠

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）成立・施行、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

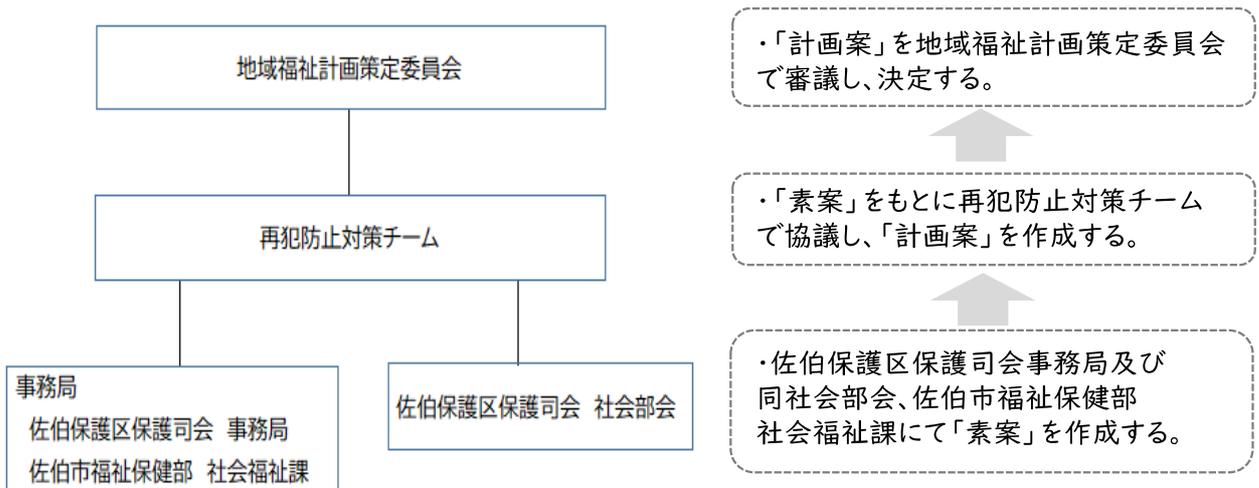
## 2 検討状況

佐伯市再犯防止推進計画をどのように策定するか、令和元年10月と令和2年2月に保護司会と策定についての協議を行い、第4期佐伯市地域福祉計画に盛り込む形で一体的に策定する方針を決定しました。

地域福祉においては、再犯者の支援も重要な施策の一つであり、地域福祉計画と一体的な計画として策定することで、関連施策とより連携した取組を進めていくことを目指しています。

## 3 策定へ向けた体制及びスケジュール

佐伯市再犯防止推進計画は、次のような流れで策定を予定しています。



### ・再犯防止対策チーム

次の6名で構成、事務局は保護司会事務局及び社会福祉課

・佐伯保護区保護司会会長	・佐伯協力雇用主会会長
・佐伯地区更生保護女性会会長	・佐伯市社会福祉協議会地域福祉課長
・佐伯地区BBS会会長	・佐伯市福祉保健部社会福祉課長

### ・今後のスケジュール

8月30日	第1回再犯防止対策チーム会議 (計画策定までの流れの説明と意見聴取)
9月～10月	再犯防止対策チーム事務局、保護司会社会部会にて、「素案」を作成
10月中旬頃	第2回再犯防止対策チーム会議(「計画案」を作成)
11月	第2回地域福祉計画策定委員会